

## 千葉市戸籍情報システムに係るデータ保護管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、戸籍事務を電子情報処理組織により取り扱うに当たり、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）、千葉市個人情報保護条例施行規則（平成17年千葉市規則第30号）、千葉市電子情報処理規程（平成14年千葉市訓令（甲）第10号）及び千葉市情報セキュリティポリシー（平成14年施行）に定めるもののほか、千葉市における戸籍情報システムに係るデータの保護について必要な事項を定め、適正な管理運営を確保することを目的とする。

### (用語定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸籍情報システムとは、戸籍事務を円滑に行うため、民間のデータセンタに設置した中央電子計算機及び中央装置（以下「電子計算機等」という。）を拠点として、総務局情報経営部情報システム課、市民局市民自治推進部区政推進課、各区役所市民総合窓口課、区政事務センター、市民センター及び連絡所に設置した端末装置により、戸籍、除籍、改製原戸籍、戸籍の附票、人口動態調査、身元証明等の戸籍関連事務（以下「戸籍事務等」という。）を処理するシステムをいう。
- (2) 磁気ディスク等とは、磁気ディスク、光磁気ディスク、磁気テープその他の情報を記録する媒体及び装置をいう。
- (3) 出力帳票とは、戸籍情報システムから出力される帳票をいう。
- (4) データとは、磁気ディスク等に記録されている戸籍データ及び戸籍情報システムで取り扱われる入出データ（出力帳票を除く。）をいう。
- (5) プログラムとは、戸籍情報システムで取り扱われるプログラムをいう。
- (6) ドキュメントとは、システム設計書、プログラム説明書、操作説明書その他戸籍情報システムの運用に関する記録及び文書をいう。

### (処理の基本方針)

第3条 戸籍情報システムを利用する者は、第1条に掲げる条例等及びこの要綱の規定を遵守し、戸籍事務等を適切に処理しなければならない。

### (処理の形態)

第4条 戸籍情報システムは、電子計算機等で一括集中管理する形態とするが、データは区ごとに独立させ管理する。

### (情報システム管理者等)

第5条 戸籍情報システムを取り扱う電子計算機等の設置及び管理、データの保護並びに戸籍情報システム上の障害発生における対応について、適正な業務運営を確保するため、戸籍情報システムにおける情報セキュリティ対策を監理する者として、戸籍情報システム管理者（以下「システム管理者」という。）を置き、市民局長をもって充てる。

- 2 システム管理者は、第1項に規定する業務について、戸籍情報システムのセキュリティ対策に関し、総務局次長、関係する局長及び戸籍事務管掌者である各区の区長と連絡調整を行うものとする。
- 3 システム管理者を補佐するため、情報システム副管理者を置き、市民局市民自治推進部長をもって充てる。
- 4 プログラムの管理を行うため、戸籍情報システム責任者（以下「システム責任者」という。）を置き、市民局市民自治推進部区政推進課長をもって充てる。

（保護管理者）

第6条 戸籍情報システムの運用及びデータの保護について、適正な管理運営を行うため、データの保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、各区役所市民総合窓口課及び区政事務センターの長をもって充てる。

- 2 保護管理者は、データ、戸籍情報システム及び磁気ディスク等の状況を把握し、適正な管理運営に努めるものとする。

（取扱責任者）

第7条 各区役所市民総合窓口課（当該市民総合窓口課に設置される連絡所を含む。）、区政事務センター及び市民センターにおける前条第2項に規定する業務を確実に遂行するため、各区役所市民総合窓口課、区政事務センター及び市民センターに、それぞれデータ等取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、保護管理者が指定する者をもって充てる。

（取扱責任者等の職務）

第8条 取扱責任者及びシステム責任者（以下「取扱責任者等」という。）は、戸籍情報システムについて、火災その他の災害及び盗難に備えて、定期的にデータのバックアップを行うとともに、第10条の規定により磁気ディスク等を管理する等、必要な保安措置を講じなければならない。

- 2 取扱責任者等は、その所管に属する事務に関し、戸籍情報システムに関する事故が発生したときは、速やかに事故の経緯及び被害状況等を調査し、システム管理者、戸籍事務管掌者及び保護管理者に報告するとともに、復旧等のために必要な措置を講じるものとする。
- 3 取扱責任者等は、戸籍情報システムの運用に供する端末装置の管理を行うものとする。

（データの保護）

第9条 保護管理者は、戸籍情報システムの処理が可能な端末装置の画面上に表示される内容を、来庁者及び他課の職員から読み取られないよう配慮しなければならない。

- 2 保護管理者及びシステム管理者は、データの漏えい、滅失、き損等の防止に関し必要な措置を講じなければならない。
- 3 保護管理者及び取扱責任者等は、バックアップのためのデータが記録された磁気ディスク等、システムアクセスログが記録された磁気ディスク等その他のデータが記録された磁気ディスク等で不用となったものを、速やかに焼却、裁断その他の復元できない方法により処分しなければならない。
- 4 システム責任者は、プログラムの異状の有無について、定期又は随時に点検を行わなければならない。
- 5 データは、法令に定めのある場合を除き、戸籍事務等の所管部局以外の者に提供してはならない。
- 6 データは、戸籍事務等以外に利用してはならない。

(磁気ディスク等の管理)

第10条 取扱責任者等は、磁気ディスク等を施錠ができ、かつ、持ち運びができない保管用具に保管する等の方法により保安上の安全を確保するとともに、その使用に関して厳重な管理を行うものとする。

(出力帳票の管理)

第11条 取扱責任者等は、出力帳票を次に定めるところにより適正に管理しなければならない。

- (1) 保管しておく必要のある出力帳票は、施錠ができ、かつ、持ち運びができない保管用具に保管する等の方法により保安上の安全を確保すること。
- (2) 出力帳票を破棄するときは、焼却、裁断その他の復元できない方法により処分すること。

(ドキュメントの管理)

第12条 取扱責任者等は、ドキュメントを最新の状態に維持し、適切な場所に保管しなければならない。

- 2 取扱責任者等その他の戸籍情報システムを利用する者は、ドキュメントの持ち出し、複写又は廃棄をしようとするときは、当該ドキュメントを所管する保護管理者又はシステム管理者の承諾を受けるとともに、外部に情報が流出しないよう適切に処理しなければならない。

(操作者)

第13条 取扱責任者等は、保護管理者の承諾を得たうえで、戸籍情報システムの操作者(以下「操作者」という。)を指名する。

- 2 操作者は、保護管理者が定めた業務の範囲内で、戸籍情報システムの操作を行うことができるものとする。

(パスワードの管理)

第14条 取扱責任者等は、保護管理者の承諾を得たうえで、操作者ごとに入出力を制御するパスワードを設定し、登録するものとする。

- 2 保護管理者及びシステム管理者は、パスワードの設定、更新、発行及び保管の運用方法を定め、これを厳重に管理しなければならない。
- 3 保護管理者及び取扱責任者等は、パスワードを当該操作者以外の者に漏らしてはならない。
- 4 操作者は、自己のパスワードを他人に漏らし、又は使用させてはならない。

(取扱状況の把握)

第15条 保護管理者及びシステム管理者は、取扱責任者等に次に掲げる事項を報告させ、常に戸籍情報システムの取扱状況を把握するものとする。

- (1) パスワードの使用状況に関すること。
- (2) 端末装置の管理状況に関すること。
- (3) データの取扱状況に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、戸籍情報システムの運用に関すること。

(端末装置の操作)

第16条 端末装置は、保護管理者及び取扱責任者等又は操作者でなければ操作してはならない。

2 端末装置は、戸籍事務等を行う場合以外に操作してはならない。

(機器等の保管及び管理)

第17条 取扱責任者等は、データ及びプログラムの適正な管理を図るため、別表の定めるところにより戸籍情報システムに係る機器等を保管し、管理するものとする。

(研修の実施)

第18条 取扱責任者等は、保護管理者の承諾を得たうえで、データの機密保持、戸籍情報システムに関する安全対策の推進及び戸籍情報システムの操作方法の周知を図るため、操作者に対して研修を実施するものとする。

2 前項の研修は、新任の操作者に配属後、速やかにこれを実施するものとする。

附 則

この要綱は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第118条第1項に規定する法務大臣の指定を受けた日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

別表（第17条関係）

戸籍情報システムに係る機器等の保管及び管理

機器等の名称	管理責任者	保管及び管理の内容
電子計算機等	システム責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施錠できる保管庫に設置する。</li> <li>・保管場所は、外部と鉄扉により隔離されており、入室する際は、ICカード及び指静脈認証により本人確認を行う。</li> </ul>
戸籍情報システムで取り扱われるプログラム	システム責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラムの複写及び変更を不能とする設定を行う。</li> </ul>
端末装置	取扱責任者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱職員ごとに業務範囲及び処理の範囲を制限する。</li> <li>・パスワード入力により戸籍情報システムを起動させる</li> </ul>
バックアップ媒体	取扱責任者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施錠できる保管庫に設置する。</li> <li>・データの定期的な退避を行い、施錠管理された場所等で安全に保管する。</li> </ul>